

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

資料1 マイナンバーの独自利用事務の追加につ
いて

資料2 新旧対照表

平成28年2月12日

総 務 局

マイナンバーの独自利用事務の追加について（議案第4号に関する説明資料）

1 本市独自の個人番号（マイナンバー）の利用とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく法定の事務における個人番号（マイナンバー）の利用のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの（以下「独自利用事務」という。）の処理に関して、本市独自にマイナンバーを利用することができます。

2 基本的な考え方

本市では、次に掲げる種類の事務の処理に関して、本市独自にマイナンバーを利用することとしています。

ア 法定事務と一体的に実施される事務

番号法別表第1の下欄に掲げる法定のマイナンバーを利用する事務（以下「法定事務」という。）と一体的に実施されるなどの理由で、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたす事務
→ 法定事務と同時に平成28年1月からマイナンバーの利用を開始します。

イ マイナンバー制度の仕組みを活用した他都市等との情報のやり取りにより、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながる事務

→ 他都市等との間で情報のやり取りが開始される予定の平成29年7月を目途にマイナンバーの利用を開始します。

3 本市の独自利用事務

(1) 現状

「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」（以下「番号条例」という。）の別表第1の右欄に掲げる事務
→ 現在の番号条例には、上記2のアに掲げる事務（法定事務と一体的に実施される事務）のみを規定しており、平成28年1月からマイナンバーの利用を開始しています。

【現状の独自利用事務】

- ① 川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務
- ② 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

議案第4号の一部改正条例案の第2条による改正

(2) 独自利用事務の追加

上記2のイに掲げる事務（マイナンバー制度の仕組みを活用した他都市等との情報のやり取りにより、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながる事務）について、マイナンバー利用による効果が大きく、その利用範囲を明確に定めることができるものを、独自利用事務として番号条例の別表第1に追加します。

→ 「議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」第2条における別表第1の改正部分

【追加する独自利用事務】

- ① 川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- ② 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- ③ 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務

4 独自利用事務の追加による効果等

(1) 他都市等との情報連携の内容と効果

他都市等との間で情報のやりとり（情報連携）が開始される予定の平成29年7月を目途に、次に掲げる情報のやり取りを開始することを想定しています。

【平成29年7月から実施することが可能となる情報連携の内容】

- ① 川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
他都市から入手する情報：重度障害者に係る地方税関係情報（年間約500件）
- ② 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
他都市から入手する情報：ひとり親等又は扶養義務者等に係る地方税関係情報（年間約200件）
- ③ 川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
他都市から入手する情報：小児の保護者に係る地方税関係情報（年間約6,000件）

【情報連携の効果】上記の情報連携を実施することにより、各医療費助成の申請者から所得を証する書類の提出を求める必要がなくなり、手続の簡素化による市民の利便性の向上と、所得情報の確認・突合に係る事務の効率化等につながります。

(2) 情報連携を実施できる事務の要件

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号）において、独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを利用して他の行政機関等に特定個人情報の提供を求めることができるとされ、提供を求めることができる事務の要件及び個人情報保護委員会へ事前の届出を要することが定められました。
- さらに、個人情報保護委員会は、当該要件を満たす独自利用事務の事例を示しており、上記①～③の事務については、この事例に合致しており、情報連携の対象となる事務の要件を満たしています。

(3) 他都市等との情報連携の方法

改正後の番号法第19条第8号に基づき、法定事務における情報連携と同様に、国が整備する「情報提供ネットワークシステム」を使用して実施します。

5 今後のスケジュール

平成28年4月～ 独自利用事務に係る情報連携に関する個人情報保護委員会への届出等の手続
平成29年7月（予定） 追加する独自利用事務（上記①～③の事務）におけるマイナンバーの利用（申請書等へのマイナンバーの記載）及び他都市等との情報連携の開始

番号条例のその他の改正内容（議案第4号）

- 1 一部改正条例第1条関係：同一執行機関における、既存のマイナンバー利用事務間での情報連携（システムの稼働等に伴い、平成28年4月から開始するもの）を定めるもの
→ 改正後の番号条例別表第2の4の項、13の項、14の項、19の項、26の項
- 2 一部改正条例第2条関係：同一執行機関における、追加する3つの独自利用事務（上記①～③の事務）と他のマイナンバー利用事務との間での情報連携（平成29年7月開始予定）を定めるもの
→ 改正後の番号条例別表第2の30の項、31の項、32の項

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）

改正後			改正前		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)			○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児	国民健康保険法（昭和33年法	2 市長	児童福祉法による障害児	国民健康保険法（昭和33年法

改正後			改正前				
	入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの				
5	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって	4	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって

改正後			改正前		
	による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの		による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
6 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者	7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

改正後			改正前		
	定めるもの	の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		定めるもの	の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	市長 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8	市長 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10	市長 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	9	市長 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
11	市長 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に關す	10	市長 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に關す

改正後			改正前		
	関する事務であって規則で定めるもの	る情報であって規則で定めるもの		関する事務であって規則で定めるもの	る情報であって規則で定めるもの
<u>1 2</u> 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>1 1</u> 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>1 3</u> 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>1 2</u> 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>1 4</u> 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>1 3</u> 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>1 5</u> 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	<u>1 4</u> 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
<u>1 6</u> 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>1 5</u> 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	めるもの			めるもの	
<u>17</u> 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	<u>16</u> 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
<u>18</u> 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「児童福祉給付関係情報」という。）、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	<u>17</u> 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「児童福祉給付関係情報」という。）、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>19</u> 市長	<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>20</u> 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>18</u> 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>21</u> 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	<u>19</u> 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	て規則で定めるもの			て規則で定めるもの	
<u>22</u> 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>20</u> 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>23</u> 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>21</u> 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>24</u> 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>22</u> 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>25</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>23</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<u>26</u> 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>			
<u>27</u> 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教	生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	<u>24</u> 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教	生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
28 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、障害児福祉手当等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	25 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	26 市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支	27 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支

改正後			改正前		
		<p>給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
(略)			(略)		

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条）

改正後		改正後		
○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)		○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月15日条例第67号 (略)		
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務	執行機関	事務	
1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			
3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			
4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、障	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給

改正後			改正後		
	害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの		害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険の給付に関する情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は外	3 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は外

改正後			改正後		
		国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	4	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、			身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、

改正後			改正後		
		川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報で	9 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報で

改正後			改正後		
		あつて規則で定めるもの			あつて規則で定めるもの
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの	10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
11 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	11 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
12 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	12 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
13 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	13 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
14 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	14 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの	15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

改正後			改正後		
	貸付けに関する事務であって規則で定めるもの			貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	
16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「児童福祉給付関係情報」という。）、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「児童福祉給付関係情報」という。）、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
19 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	19 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正後		
	で定めるもの			で定めるもの	
20 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	20 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	21 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	22 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	23 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	24 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	25 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当

改正後			改正後		
	るための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの		るための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
27 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	27 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、障害児福祉手当等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	28 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、障害児福祉手当等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	29 市長	川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保			

改正後			改正後		
	<u>助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>3 1</u> 市長	<u>川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>3 2</u> 市長	<u>川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>3 3</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法に	<u>3 0</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法に

改正後			改正後		
		<p>よる資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>よる資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	(略)			(略)	